

## 「ずっと暮らしたいこの町で！ ～まずはご相談ください～」

都島区北部包括支援センター 松木 涼子

日本の高齢化率は、昭和 35 年 5.7%、昭和 55 年 9.1%、平成 12 年 17.3%、そして平成 25 年には 25%と推移しています。大阪市においても同じで 24%強の方が 65 歳以上の高齢者となっています。大阪市の場合は、特に高齢者一人暮らし 41.5%、高齢者夫婦のみの世帯が 25.1%、合わせて 66.6%の方が高齢者世帯で全国平均の 53.4%を大きく超えています。

こういった高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など介護ニーズが増大する一方、核家族化の進行、介護する家族の高齢化など要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化する中、「高齢者の介護を社会全体で支える制度」として平成 12 年に介護保険制度が創設されました。共同連帯の理念にもとづき国民が公平に費用負担し、利用者本位の制度として、自らの選択にもとづいたサービスの利用が可能となりました。

平成 18 年の介護保険改正では、今後のさらなる高齢化の進展を見据え、高齢者ケアのニーズの増大、単独世帯の増大、認知症高齢者の増加などを背景として、高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく必要なサービスが提供される体制（地域包括ケア）を整備することが決められ、高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」が設置されました。地域包括支援センターは「地域包括ケア」や「予防重視型システム」を支える中核的な機関となっています。

大阪市においては平成 18 年に各区の社会福祉協議会 24 か所に設置。地域の在宅サービスステーションが総合相談窓口（ランチ）、身近な相談窓口として設置されました。平成 22 年からは高齢者人口概ね 1 万人に 1 か所の設置に向け整備を開始し、平成 25 年 4 月、市内 24 区 66 か所の包括の設置が終了しています。

地域包括支援センターには保健師（経験豊かな看護師）、主任介護支援専門員、社会福祉士が置かれ、専門性を活かして相互連携しながら業務にあたっています。専門職としての知識・技術を活かして様々な関係機関と連携、協力しながら高齢者の方々の支援をしています。

地域包括支援センターの業務は大きく分けて 4 つあります。

- ① 総合相談・支援  
高齢者やそのご家族、地域住民からの様々な相談をお受けし、適切なサービスや制度につなげます。
- ② 権利擁護（虐待の早期発見・予防など）  
高齢者虐待の発見・防止、高齢者の権利を守るためにご相談に応じます。  
認知症の方などへの成年後見制度活用についてのご相談に応じます。
- ③ 介護予防ケアマネジメント（ケアプランの作成）  
要支援 1、2 の方や要支援・要介護状態になるおそれの高い方が効果的なサービスや介護予防事業を利用して介護予防に取り組むお手伝いをします。
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント  
ケアマネジャーが孤立しないように、一緒にケアマネジメント過程を振り返り、対応困難な事例については個別の地域ケア会議を開催し地域関係機関との連携が進むよう支援します。

地域包括支援センターは地域包括ケアを推進していく機関として、「支援を必要としている人に気づく」「ニーズに応じた適切な機関につなぐ」「必要なサービスが届けられる支援体制（ネットワーク）を構築」できるよう努めてまいります。  
地域包括ケア推進に向け、皆様のご協力をお願いします。